

天下治平之時。臺・省要官皆北人爲之。漢人南人萬中無一二。其得爲者不過州縣卑秩。蓋亦僅有而絕無者也。

同上卷三
克謹篇

など、述べて居る。趙翼の所論は更に之を詳密にしたものである。然るに故箭内博士は、趙翼及び其の説を奉ずるものは、必ずしも元史の記載を精讀さざるもので、「零碎なる若干の記事を拾ひ來りて、元一代の定制となし、ものゝ如し」といひ、²²⁾ 詳密に元史を調査したる結果、趙翼が元代漢人にして丞相たりしものは、史天澤と賀惟一との二人と記せる以外に、尙左丞相に契丹人耶律鑄と漢人賀惟一ありしことを示し、樞密院副使にも史天漢と趙璧とがあり、御史大夫にも賀惟一ありしことを示し、其の他各親衛都指揮使に十八人、各路達魯花赤十二人、諸萬戸府の長官達魯花赤に一人、其の他更に下位の諸官衙にも漢人の長官のあつたことを擧げた。氏が此の論文に於て元史の記事を縦横に引證した點は誠に敬服の外ない次第であるが、然も趙翼所論の精神は決して之が爲に覆されたものではない。後に於て氏自からの記する所に依つても、「蒙古人を百官の長とするは元一代の定制なりとはいへ、其の特別任用の範圍と程度とについては、寧ろ讀者の意外とする所なるべし」とあるが如く、所謂特別任用の數が趙翼の擧げた程小數でなかつたことは論證し得られたけれども、この制度の大精神は否定すべくも無かつたのである。全體の數の上から見て甚だ僅少に過ぎない例外は、何事につけても免かれることは出來ないのであつて、それぞれの事情に基づいた特殊の現象と認めなければならぬ。萬一かゝる例外の現象を根據として大勢を論定しようとするならば、それは本末顛倒の甚だしきものと謂はねばならぬ。

凡そ當代に於て、何事にもあれ蒙古人・色目人・漢人などの間に何の差別も設けず、平等の待遇位置が認められ